

## プロジェクト リスク分担型 DB に関する会計処理

## 項目 第 78 回退職給付専門委員会で聞かれた意見及びその意見への対応

**本資料の目的**

1. 本資料は、リスク分担型 DB（以下「本制度」という。）に関する会計処理について、第 78 回退職給付専門委員会（2016 年 3 月 29 日開催）で聞かれた意見及びその意見への対応を説明することを目的としている。

**会計上の退職給付制度の分類に関する論点****（本制度を退職給付会計基準上の確定拠出制度に分類する点に対する意見）**

2. 「規約又は規約以外の文書等により」という箇所は削除した方がよい。文書等の有無を明示するのではなく、「企業が追加的な拠出義務を実質的に負っていない」という原則のみを記載すべきである。
3. 「企業の掛金の拠出義務が、規約に定められた標準掛金相当額、特別掛金相当額及びリスク対応掛金相当額の拠出に限定され」という部分は、本制度の導入時の規約に定められたものである点を明確にすべきである。
4. 「規約に定められた標準掛金相当額、特別掛金相当額及びリスク対応掛金相当額」という部分は、掛金の種類を限定しているのではなく、規約に予め定められた金額よりも多く拠出する場合を指すという趣旨が分かるように記載すべきではないか。
5. 結論の背景に、「本制度は基本的に、企業は追加的な拠出義務を負っていない」と記載しているが、稀ではあるものの、企業による追加的な掛金拠出が想定されるケースがある点は明記した方がよいのではないか。

**第 78 回退職給付専門委員会で聞かれた意見への対応**

- 本資料第 2 項から第 4 項に記載した点については、審議事項(1)-4 の実務対応報告案の第 3 項の記載内容を見直している。
- 本資料第 5 項に記載した点については、審議事項(1)-4 の実務対応報告案の第 17 項に、企業による追加的な掛金拠出が想定されるケースがあり得ると考えられるものの、このような場合は稀と想定されるため、本実務対応報告では考慮していない旨を記載している。

**(リスク対応掛金の総額を負債として計上する必要はないとの記載に対する意見)**

6. 「必ずしもリスク対応掛金の総額を負債として計上する必要はない」との表現は、負債として計上しても良いと解釈することもできるため、結論を明確に記載すべきである。また、基本的に債務性を有すると考えられるものの、負債として計上する必要はないと判断した論拠の記載が充分ではないため、記載の見直しを検討して頂きたい。
7. リスク対応掛金の総額を負債として計上する必要はないと判断した論拠と、リスク対応掛金の未拠出額の注記を求める理由は区別して考えた方がよい。「代わりにリスク対応掛金の未拠出額を注記事項とすることとした」旨の記載が必要かどうかは改めて検討して頂きたい。

**第 78 回退職給付専門委員会で聞かれた意見への対応**

- 本資料第 6 項及び第 7 項に記載した点については、審議事項(1)-4 の実務対応報告案の第 25 項の記載内容を見直している。

**(要拠出額を費用処理する点に対する意見)**

8. 要拠出額を費用処理する会計処理について、確定拠出年金制度とは異なり、リスク対応掛金は複数の拠出方法が認められているため、論点になっている点を明示した方がよい。また、この費用配分に関連して、耐用年数により費用配分する固定資産の減価償却とは異なる点を明示すべきかどうかは疑問がある。

**第 78 回退職給付専門委員会で聞かれた意見への対応**

- 本資料第 8 項に記載した点については、審議事項(1)-4 の実務対応報告案の第 23 項及び第 24 項の記載内容を見直している。

**退職給付制度間の移行に関する論点**

9. 本制度から確定拠出年金制度への移行等を検討しない理由に関して、既に「退職給付制度間の移行等に関する適用処理」が存在する点も言及してはどうか。
10. 本制度への移行後に、新たな労使合意に基づいて給付体系を見直したことにより新たに設定された特別掛金相当額の取扱いについても、検討することが考えられる。

**第 78 回退職給付専門委員会で聞かれた意見への対応**

- 本資料第 9 項に記載した点については、審議事項(1)-4 の実務対応報告案の第 30 項の記載内容を見直している。
- 本資料第 10 項に記載した点については、新たな労使合意に基づく規約の改訂等の内容を踏まえて、審議事項(1)-4 の実務対応報告案の第 3 項に従い、会計上の退職給付制度の分類を再判定するものと考えられる（審議事項(1)-4 の実務対応報告案の第 5 項）。

**開示に関する論点**

**(追加的な開示は有用との意見)**

11. 通常の設定給付制度のように財政状態が開示されない点を踏まえ、リスク対応掛金の未拠出額は一定の負債性があるため、将来の掛金変動の予測に資する情報として開示すべきである。また、制度の概要の記載に加えて、リスク対応掛金の拠出額が分かるよう、費用金額の内訳の区分開示もお願いしたい。
12. リスク対応掛金の未拠出額を開示する点は賛成するが、割引計算した金額なのか、実際に拠出する金額なのかが不明確なため、明示してはどうか。

**第 78 回退職給付専門委員会で聞かれた意見への対応**

- 本資料第 11 項に記載した点については、審議事項(1)-4 の実務対応報告案の第 12 項(3)で将来キャッシュ・フローの金額及び発生時期を財務諸表利用者が理解することができる情報を提供することを目的として、翌期以降に拠出することが要求されるリスク対応掛金相当額及びリスク対応掛金相当額の拠出に関する残存年数の注記を求めることを提案している。
- 本資料第 12 項に記載した点については、審議事項(1)-4 の実務対応報告案の第 12 項(3)の記載内容を見直している。

**(追加の注記事項を要求する理由に関する意見)**

13. リスク対応掛金相当額の未拠出額及び拠出に関する残存年数の注記について、当該事項の開示を求める理由を明確に記載していただきたい。「一定の将来の損益に関する情報を得られる」と記載しているが、この注記によって得られる情報が有用かどうか疑問である。

14. 注記を要求する理由として「財務諸表利用者の理解可能性を高めるために」という記載は、表現の見直しなどを検討した方が良い。

**第 78 回退職給付専門委員会で聞かれた意見への対応**

- 本資料第 13 項及び第 14 項に記載した点については、審議事項(1)-4 の実務対応報告案の第 32 項及び第 33 項の記載内容を見直している。

**(その他の意見)**

15. リスク対応掛金相当額の未拠出額の注記を要求する点について、未払金を計上している場合との関係を明確にした方がよい。
16. 本制度の概要について、制度導入時にその特徴を記載する必要性は理解できるが、一定期間が経過した後は、企業の判断で記載を簡略化できるようにして頂きたい。
17. リスク対応掛金相当額の未拠出額及び拠出に関する残存年数は、重要性の観点から注記しない場合がある旨を記載してもよいのではないか。

**第 78 回退職給付専門委員会で聞かれた意見への対応**

- 本資料第 15 項に記載した点については、審議事項(1)-4 の実務対応報告案の第 12 項(3)の記載内容を見直している。
- 本資料第 16 項に記載した点については、審議事項(1)-4 の実務対応報告案の第 32 項の記載内容を見直している。
- 本資料第 17 項に記載した点については、退職給付会計基準で要求している他の注記事項については重要性の観点による取扱いを記載していないことを踏まえると、審議事項(1)-4 の実務対応報告案のみに重要性の観点による取扱いを記載することは難しいと考えられる。

以 上